

金文通解

子方鼎（榮仲方鼎）

秋 山 陽 一 郎

キーワード 西周金文 子 榮仲 宮 瓚 史族

一〇一〇年、甲・N318

器名 子方鼎（二編・⑧陳絜・⑩高澤浩一）・榮仲方鼎（①～⑦・⑨・

[纂釋]張桂光主編『商周金文纂釋總集』（中華書局、二〇一〇）、甲
1567

⑪）・榮仲鼎（新收・銘圖）

[銘圖]吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、

時代 西周早期・西周早期後段（銘圖）・昭王十九年（前九六七）年（⑤

一〇一二年）、甲2412・N2413

王占奎）・康王二十一年（前一〇〇三年）（⑨李學勤）

考釋

出土 二〇〇五年發表の甲器は未詳。二〇〇八年發表の乙器は山東出土とも言われるが詳細は未詳。

①李學勤「試論新發現的斲方鼎和榮仲方鼎」『文物』二〇〇五年第九期。のち、李學勤『新出青銅器研究（增訂版）』人民美術出版社、二〇一六年に再收）

收藏 甲器は保利藝術博物館。乙器は個人藏。

②「保利藝術博物館收藏的兩件銅方鼎筆談」『文物』二〇〇五年第九期）

著錄

③董珊「版方鼎與榮仲方鼎釋讀」『古代文明研究通訊』第二七期、二〇〇五年）

〔新收〕鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』第二冊（藝文印書館、二〇〇六年）、甲1567

④李朝遠「讀榮仲方鼎」『中國文物報』二〇〇五年十二月二日付）

〔二編〕劉雨・嚴志斌編『近出殷周金文集錄二編』（中華書局、

十二月二日付）

⑥何景成「關於『榮仲方鼎』的一點看法」（『中國歷史文物』二〇〇六年第六期）

⑦馮時「坂方鼎、榮仲方鼎及相關問題」（『考古』二〇〇六年第八期）

⑧陳黎「淺談榮仲方鼎的定名及其相關問題」（『中國歷史文物』二〇〇八年第二期）

⑨李學勤「論榮仲方鼎有關的幾個問題」（『黃河文明與可持續發展』第一卷第一期，二〇〇八年。のち、李學勤『新出青銅器研究（增訂版）』

人民美術出版社，二〇一六年に再收）


⑩高澤浩「『榮仲方鼎』」（『近出殷周金文考釋』四、二松學舍大學學術叢書、研文出版、二〇一五年）

⑪王恩田「榮仲方鼎質疑」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心，二〇一七年。http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2997）

参考

⑫王國維「生霸死霸考」（『觀堂集林』所收、中華書局、一九五六年）

⑬白川靜『金文通釋』（白川靜著作集 別卷』所收、平凡社、二〇〇四年）

⑭于省吾「釋・呂兼論古韻部東冬的分合」（『甲骨文字釋林』、中華書局、一九七九年）

⑮林巳柰夫『殷周青銅器の研究』（吉川弘文館、一九八四年）

⑯松丸道雄「西周時代の重量單位」（『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二）

⑰出光美術館『館藏名品選 第三集』（出光美術館、一九九六年）

⑱蔡運章「洛陽北窯西周墓青銅器銘文簡論」（『文物』一九九六年第七期）

⑲洛陽市文物工作隊編『洛陽北窯西周墓』（文物出版社、一九九九年）

⑳徐天進「日本出光美術館收藏的靜方鼎」（『文物』一九九九年五月期）

㉑佐藤信弥「饗禮關係字說」（『人文論究』五三—四、二〇〇四）

㉒陳劍「說花園莊東地甲骨卜辭的“丁”——附：釋“速”」（『故宮博物院院刊』二〇〇四年第四期）

㉓郭沫若主編・中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』（中華書局、一九七七—一九八二年）（※以下、合集と略す）


㉔陶磊「月相新札・生霸吉」（『中國史研究』二〇〇六年第三期）

㉕劉雨「三論“初吉”」（『古文字學論稿』、安徽大學出版社、二〇〇八年）

㉖陳劍「甲骨金文舊釋“𠄎”之字及相關諸字新釋」（『出土文獻與古文字研究』第二號、二〇〇八年）

㉗李建成「西周金文“白金”初探」（『考古與文物』二〇一〇年第四期）

㉘李小燕・井中偉著「玉柄形器名“瓚”說」（『考古與文物』二〇一二年第三期）

㉙劉孝霞「釋榮仲方鼎“”字」（『考古與文物』二〇一五年第二期）

㉚李春艷「從青銅器銘文看西周的大學教育」（『社會科學論壇』二〇一五年第六期）

㉛馬越靖史「李小燕・井中偉著『玉柄形器名“瓚”說』（『漢字學研究』第三號、二〇一五年）

㉜陳劍「簡談對金文“蔑懋”問題的一些新認識」（復旦大學出土文獻

與古文字研究中心、二〇一七年。

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3039>

③中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』（中華書局、二〇〇七年）（※以下、集成と略す）

器制

甲器は全高30cm 横側口徑22.3cm 縦側口徑18cm 重量未詳。側壁が垂直で直方体の腹部をもつ。その外周の四隅と中央部に扉棱（突起）あり。上部は窄折沿、短邊側に一對の立耳。器底は平底で、その下に腹部と同程度の高さの四本の柱足がある。無地無紋とされるが、⑨李學勤は、二〇〇八年になって本器の寫眞を仔細に見直したところ、腹部の口沿部付近に夔紋のような痕跡が確認され、無地無紋で



圖1：子方鼎（甲器）器影（據①李學勤）



圖2：子方鼎（甲器）拓影（據①李學勤）

はなかったとしている。⑮林巳奈夫の分類に照らすと西周Ⅱ（二型）に相当か。

乙器は⑨李學勤・二編・銘圖共に器影を載せないが、形制は甲器と同じ。ただし、乙器は口沿部に沿って、簡略な卷尾夔紋があるという。甲器共々、高精細な彩色器影と重量の公開を待ちたい。

銘文

甲器は、方鼎長邊の内壁に、都合十行四十六字。うち合文が二字、重文が一字。乙器も同銘だが、甲器より一行少ない九行で、改行位置が異なる。

王乍（作）燹（榮）中（仲）宮

才（在）十月又二月

生霸吉庚

寅子加燹（榮）中（仲）

玕瓚一牲大牢

己子（巳）燹（榮）中（仲）速（速）

内（芮）白（伯）馱（胡）疾（侯）子_三

易（錫）畷（白金）曷（鈞）用

乍（作）父丁鬻

彝史

銘文考釋

王乍（作）燹（榮）中（仲）宮。

「燹中（榮仲）」。「榮氏」の行第で「榮仲」の銘がある器として、一九六五年に洛陽北窯村西龐家溝墓地 M2399 より出土した成康期の「榮仲爵」（⑦蔡運章・⑧『洛陽北窯西周墓』（圖3））があるが、本器と同様に、爵腹部の中央と四隅に風化した八本の扉稜の痕跡が認められるとして、本器と「榮仲爵」の「榮仲」が同一人物である可能性を、⑤王占奎と共に示唆するが、⑨李學勤はこれを否定して別人とする。

「宮」。①李學勤は「序」と隸定し、『孟子』滕文公上に見える、

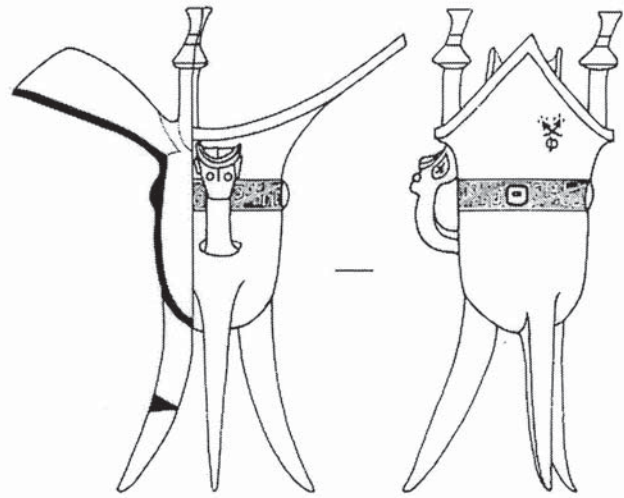


圖3：榮仲爵摹寫（據⑦蔡運章）

設爲庠序學校以教之。庠者養也。校者教也。序者射也。夏曰校，殷曰序，周曰庠，學則三代共之，皆所以明人倫也。

【設くるに庠序學校を爲りて以て之れを教へよ。庠とは養なり。校とは教なり。序とは射なり。夏は校と曰ひ、殷は序と曰ひ、周は庠と曰ひ、學は則ち三代之れを共にし、皆な人倫を明かにする所以なり。】


を引いて學校の意であるとする。②王澤文も、

王才莽京。丁卯、王令靜嗣射學宮。

【王、葦京に在り。丁卯、王、靜に命じて射を學宮に可らしむ。】（靜
殷（集成 4273））

零若翊日、才璧甕。王乘犴舟、爲大豊。

【零若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乗りて、大禮を爲せり。】（麥
方尊（集成 6015））

の例を挙げ、字は戰國期の「序」字の書法に近いとする⑦何景成
と共に、①李學勤の學校説を支持する。


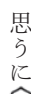
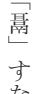
しかしながら、この學校に絡める説は、第一に字形の點から、第二
に論理的飛躍の點から支持できない。一點目の字形については、④李
朝遠が、「广」（單邊）と「宀」（兩邊）の相違、甲骨・金文に「序」「予」
字が見えないこと、さらに（合集 30375）（無名組）・（合集 36542）（黃
組）・麥盃（集成 09451）（西周晚期）の「宮」字形に近似する例があ
ること（圖 4 參照）を挙げて、本器のは「宮」と釋すべしと説い
ている通りである。第二點。①李學勤が本證として挙げる『孟子』は
戰國期の著作、また⑦何景成が言及する「序」字形も戰國期のもので、
西周期との間を埋める「序」の傍證がない。假に榮仲のために學校を
作ったとしても、「序」はすなわち郷學であり、②王澤文が挙げる
葦京の學宮や辟雍とは單純に比較できない。ここでも傍證の缺落と、

圖 4：字一覽



論理の飛躍が認められる。

思うには、後文に祭器・祭牲である「玼瓚一・牲大牢」の賜與
が見えることから、「宮」と隸定し、廟宮の意とするのが妥當であ
ろう。「王」が榮仲の「宮」（廟宮）を作ったことにより、榮仲は自ら
祭祀や饗禮を主宰することを許され、それを受けて「子」が榮仲に「嘯」
〔〕すなわち瓚を用いた祭祀や饗禮を行うための「玼瓚一・牲大
牢」を賜與した格好になる。「宮」で「嘯」を行う例としては、麥盃の、
井庾光厥吏麥、嘯于麥宮。

【邢侯、厥の吏麥を光かさんとして、麥の宮に嘯す。】
がある。

才（在）十月又二月生霸吉庚寅、

大事に連ねて日月を紀す形式の類例として、

穆公乍尹姑宗室于繇林。佳六月既生霸乙卯：

【穆公、尹姑の宗室を繇林に作る。佳れ六月既生霸乙卯：】（尹姑鬲
（集成 154）西周中期）

の存在を⑤王占奎が指摘している。あるいは前文「王作榮仲宮」は、
大事紀的な役割も兼ねているのかもしれない。

「十月又二月」。我方鼎（集成 2763）（殷代晚期～西周早期）に「佳
十月又一月丁亥」という事例が見出せるのに據って十二月とするのが
大勢を占める。②張培瑜・羅琨らは靜方鼎（近出 835）（西周早期）
⑦出光美術館・⑧徐天進の「月既望丁丑」に着目して、「十月又二、

月生霸、吉、庚寅」と切る。③董珊もこの可能性を否定せず、寢孌方鼎（殷代晚期）（本誌第四號所收、落合淳思「寢孌方鼎」の「才十月又二」と文孌已觥（集成9301.2）の「才十月又三」という傍證を添える。

「生霸吉」。「生霸吉」で一語とする説と、「吉」を「吉日」の意として、「（月）生霸」と「吉」とに分ける説がある。金文の月相は、⑫王國維の一ヶ月を初吉・既生霸・既望・既死霸の四週とするという説を起點として、修正・批判が加えられているが、「生霸吉」・「生霸」・「月生霸」のいずれで區切っても、金文の月相語としては、この子方鼎が初出となる（傳世文獻では、『漢書』律歷志所引『三統曆』に「死霸、朔也。生霸、望也」とある）。

①李學勤は「昭王早年」の旗鼎（集成2704）を「初吉」の初見とし、初吉が康王以前には無かった月相語だとしている。その上で「生霸吉」を、それまで前段階的に用いられていた月相語で、「朏」（初三日）を指すのではないかと推察する。

⑨李學勤では、覺公簋の「唯王廿又八祀」という記述から、康王の在位年を二十八年（前一〇二三）前九九六とし、その間で「十二月初三日庚寅」の日を持つ、康王二十一年（前一〇〇三）に「十月又二月生霸吉庚寅」を繫けている。

⑤王占奎は、鮮簋（集成10166A）（穆王期）の「唯王卅又四祀、唯五月既望戊午」を基點とし、「生霸」を初二あるいは初三として、その年を算出したところ、ちょうど昭王十九年（前九六七）の十二月初二日が「庚寅」に當たるとする。

⑦馮時は、「生霸」を①李學勤同様「朏日」（初三日）とするが、「吉」「初吉」「月吉」「吉日」は、いずれも吉日を選ぶ意で、月相とは無關係だと主張する。③董珊もまた「生霸吉」は「生霸」と「吉日」を合わせた簡稱だとするが、こちらは『漢書』律歷志に據って「生霸」を「望日」とみる。

⑨李學勤・⑤王占奎の如く、繫年ありきで月相の解釋をすり寄せるのは論外だが、①李學勤が示唆するように、前段階的に使用されていた月相語のひとつである可能性はある。今後の類例増加を待ちたい。

子、加爻（榮）中（仲）玕瓚一・牲大牢。

「子」も、①李學勤「國子」、④李朝遠・⑤王占奎「王子」、③董珊・⑥何景成・⑦馮時「宗子」、⑧陳黎「私名」「親稱」と、諸家、解釋が割れる。

郷學制度の史料として本器を位置づける①李學勤は、『周禮』春官・大司樂及び『禮記』王制の鄭玄注にある「國子」（公卿大夫の子弟）の意にとる。だが、④李朝遠が批判しているように、「國子」の身分で賞賜を行うのは禮に違う。その④李朝遠は、「子」は銘文冒頭にある「王」（天子）の代理人たる「王子」であろうとする。⑤王占奎はさらに踏み込んで、「子」は即位後、まだ年を踰してない新王のことで、冒頭の「王」を昭王に、「子」を即位したばかりの穆王に比定する。『春秋』の凡例では、舊君の葬を濟ませたか論及していない場合、新君が立った當年では「子」、年を踰すと本来の爵位で呼ぶとする、楊伯峻『春

秋左傳注』僖公九年（中華書局、一九八一年）の説に依ったものである。

⑥何景成は、右の諸説を否定して、子（黃）尊（集成6000）の、乙巳、見在大室、白□一・琅九卅百、用王商子黃瓚一・貝百朋：【乙巳、獻じて大室に在り、白□一・琅九又百、用て王、子に黃瓚一・貝百朋を賞す：】

の例を挙げつつ、「子」は貴族の族長格の稱号であるとする。③董珊・⑦馮時もまた「宗子」の意とするが、③董珊は榮氏の大宗宗子「榮伯」を指すとするのに對して、⑥何景成・⑦馮時は本銘末尾にある「史」族の宗子を指すとする點が異なる。⑪王恩田は、殷代では「子」と單稱する場合、子族の宗子を意味し、周代では傳世文獻で尊稱として用いる場合を除けば、必ず「子」の前に身分・國名・姓氏などの限定詞がつくとし、本器が周代の例と合わないことを指摘する。

⑧陳絜は先行諸説をことごとく否定し、「子」を「私名」「親稱」のようなものとし、この「子」こそが作者者だとして、本方鼎の呼稱も「子方鼎」もしくは「子作父丁方鼎」とすべきだと主張。⑩高澤浩一がこれを支持している。

本稿は、「子」が再三登場するにも関わらず、「子」のみ、その出目が明かにされていないことから、「子」が「史」族の宗子であり、かつ本器「子方鼎」の作者者であると理解した。「子」と「榮仲」との間に血縁・姻戚関係があるかどうかは、本器銘文からは判断できない。本器は、周王が榮仲の廟宮を作った一件に關連する、「子」側の視点から見たやり取りを「子」の父考である「父丁」に報告した彝器であ

る。

「加」の解釋については、「嘉」「賀」「加」の三説ある。ここで注意すべきは、特に「嘉」と「賀」とでは、「子」と「榮仲」の上下關係が逆轉してしまうことである。これまで一般的には習簋（張光裕「新見習簋銘文對金文研究的意義」『文物』二〇〇〇年第六期）の、

叔髡父加習曆、用赤金一鈞。

【叔髡父、習の曆に嘉するに、赤金一鈞を用てす。】

の例をもつて「嘉」字を充當し、上位者から下位者への賞賜を表す動詞とされてきた。

これに對して⑧陳絜は、習簋の「加」字が「賀」と讀める可能性も排除できないとし、「子」の地位は「榮仲」より低く、「子」は大牢を持參して、周王が榮仲の宗廟を建造したことを祝賀したと解している。

⑨陳劍はこれら「嘉」「賀」兩説を否定し、「加」を「施加」の「加」で、賞與そのものを意味しているとす。本稿はこの⑨陳劍説による。

「玨瓚一・牲大牢」。「子」から「榮仲」に対する賞與の内容。祭具と祭牲。

祭牲の「大牢」（合文）は、『公羊傳』桓公八年何休注、『左傳』桓公六年杜預注などの傳統的訓詁では、牛・羊・豕とされているが、「大牢」が具体的に何を指すかについて、金文を含む出土資料での裏づけはない。

祭具の「」の方は、文字の隸定が論者ごとに異なるが、「美金」

 榮仲方鼎			
琿	璋（章）	庸	瓚
 琿 不从玉 縣妃簋 周字重見	 大簋  璋  璋  璋  璋  璋  璋  璋  璋  璋  璋 召伯 簋二	 孽乳為璋 乙亥簋 玉十丰璋  競貞  師遽 方彝  衛盃  南簋	 庸 甸簋  中山王譽鼎 以明其德庸其工  盜壺 以追庸先王之工刺  新尊
金文編	金文編	金文編	

を意味するとしている①李學勤以外は、皆何らかの玉器と解している
 点で一致している。

字形としては、「甬」は一見「庚（甬）」に似るが、それでは意味
 が通じない上、唐の李陽冰が誤って「干・井」に从ふ。人の両手もて干
 を把るを象る」（徐鍇『說文解字繫傳』祛妄第三十六）と形容したよ

うに、その中央部が、両手が合わさったかのように灣曲して、左
 右の縦畫が直線的な「甬」字とは異なっている。①李學勤は「甬」
 「甬」を「揚庸（鋪）」と隸定するが、「庸」はその「庚（甬）」と「同
 （月）」とに从う字であり、支持しがたい（圖5）。

④李朝遠は「玨琿」と隸定し（圖5）、形状は不明だが、禮玉の一

圖5：甬關連字

種だろうとする。しかし「琿」も中央の縦畫が突き抜けないのが基本形である。

③董珊は「玨章（裸璋）」（圖5）と隸釋し、これを「裸璋瓚」の略だと主張する。⑤王占奎も③董珊に依って「甬」を「章」に隸定するが、「章」の下部が甲字形なのに対して「甬」の下部は用字形に似る嫌いがある。傳世文獻では、「璋瓚」は裸祭に用いる玉器（『禮記』祭統鄭注）で、柄が圭（先端が二等邊三角形形状）のものを「圭瓚」と呼び、璋（圭を縦に半分にした形状）のものを「璋瓚」と呼ぶ。柄の根元に「瓚」と呼ばれる勺ひしゃくがあり、裸祭で神の招降に用いる鬱鬯酒うつちやうしゆ（香酒）を汲むのに使うとされる。②佐藤信弥は、「經書の記述との對比や通假」によらず、金文による、より確かな字釋を訴え、伯公父勺

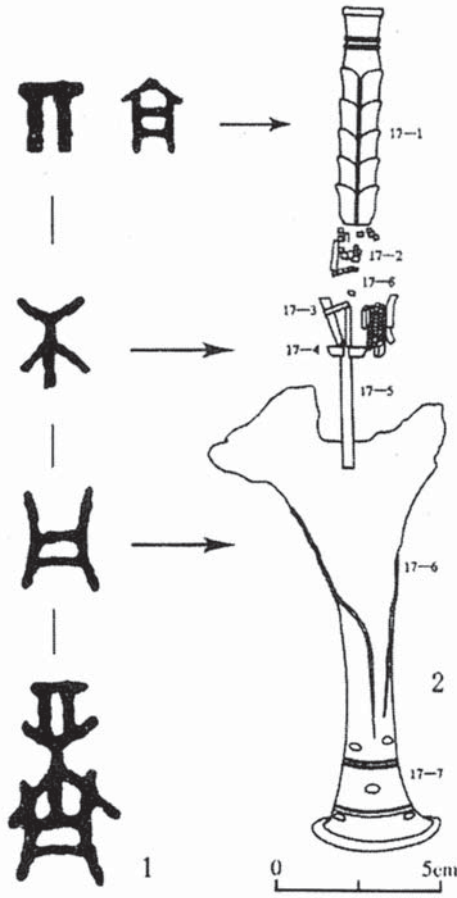
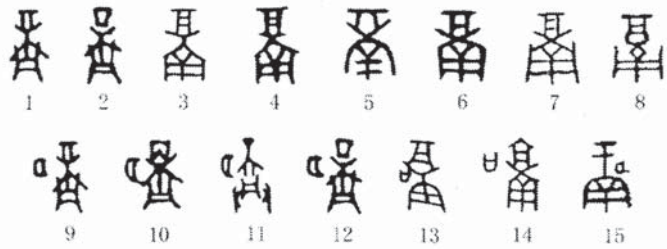


圖6：「瓚」字と玉柄形器（據⑧李小燕）

（陝西扶風縣雲塘・莊白二號西周銅器窖藏）『文物』一九七八年第一期）より、賜物としての「甬」が勺型の器を指し、動詞としての「甬」は、その勺型の禮器「甬」を用いて酒を酌み注ぐ意であったことを明らかにしているが、しばしば「贊（瓚）」と結びつけられる「鬯」については、形制不明としている。のち、②李小燕・井中偉（本誌第三號②馬越靖史を参照）が、洛陽北窯西周墓 M155より出土した複合體「玉柄形器」に「鬯」字の象形構造を認め（圖6）、この夏々西周期の遺物中に比較的常見する玉柄形器を「瓚」に比定している。

⑥何景成は「玨瓚」と隸定。子（黃）尊（集成 6000）に「黃瓚」とあるが、本器の「瓚」字は、この子（黃）尊の「瓚」字を一種簡化したようなもの（圖5・圖7）という。



1、9. 花东 290 2、12. 花东 493 3. 小孟鼎(集成 2839) 4. 宜侯
矢簋(集成 4320) 5. 毛公鼎(集成 2841) 6. 多友鼎(集成
2835) 7. 敌簋(集成 4323) 8. 麦方彝(集成 9893) 10. 花东
403 11. 花东 475 13. 麦盃(集成 9451) 14. 麦鼎(集成
2706) 15. 麦方尊(集成 6015) (“花东”系《殷墟花园庄东地甲
骨》的简称)

圖 7: 「瓚」「裸」字一覽(據②李小燕)

本稿は、②李小燕・井中偉、⑥何景成により、子方鼎の「甬」字を、玉柄形器の象形構造を持った「瓚」字を簡化した字形と捉えた。

己子(巳)、爨(榮)中(仲)速内(芮)白(伯)・𠂔(胡)疾(侯)、子。

「巳巳」。「庚寅」(27)と「巳巳」(6)との間が三十九日開くため、

月や年を跨ぐ可能性がある。

「速」。やや年代が降るが、子方鼎の「𠂔」字に近い、東と走に从う字形「𠂔」が、春秋早期の叔家父簋(集成 0915)にある。②陳劍は「速」と隸定し、「召請」の意と解する。①李學勤・③董珊らをはじめ、諸氏、ほぼこの説に従う。

「内白(芮伯)・𠂔疾(胡侯)・子」。邦君の芮伯と、諸侯の胡侯と、史族の宗子「子」。「子」を末尾に記すのは、謙讓の意圖か。

子易(錫) 𠂔(白金) 曷(鈞)、用作(作) 父丁鬻彝。史。

「𠂔」。白金の合文。本器以外の西周金文における「白金(帛金)」の事例は次の五例。叔苴(集成 4132 ~ 4133)・舍父鼎(集成 2629)・爨簋(集成 436)・九年衛鼎(集成 2831)・豐鐘(集成 48)。諸家、そのまま「白金」と訓むが、④李朝遠は、『爾雅』釋器により「銀」とする。⑦李建西は「白金」を、青銅も含め、ほかの金屬や合金である可能性を排除しきれないとした上で、青銅は錫の含有量が 20% を超えると白色を帯びるが、一般的な青銅器の錫の含有量は 20% 未満であり、また中原地域における殷〜西周期の銀製品の出土例を見ない点を併せて指摘している。

「曷」。量詞。⑩松丸道雄によれば、一鈞は約 10kg とさう。

「父丁」。張懋鎔「周人不用日名說」(『古文字與青銅器論集』科學出版社、二〇〇二年)に照らすと、榮仲の父考を「父丁」と日名で呼ん

でいるとした場合、同時期の「榮子旅」が、その祖を「祖乙」、父を「父戊」と呼んでいるのと同様に、周俗と合わない。このため、榮氏を「周の同姓」とする説（『史記』周本紀集解所引馬融説）との整合性が取れないと、②彭裕商・③董珊・④李朝遠らは指摘する。これにより、⑤彭裕商・⑥何景成は榮仲を「商代遺族」とし、⑦何景成は榮仲を後述する薛と同じ妊姓として、周と同姓の榮氏とは無関係とする。

本稿は、「父丁」を作器者「子」の父考とする。したがって、商代遺族なのは「榮仲」ではなく「子」である。なお、本器から「榮仲」の姓は明らかでない。そもそも、榮氏を妊姓とする説も後漢の馬融まで降り、より信頼性の高い史料が求められるべきところである。

「甞彝」。「甞」は、⑧陳劍の読みでは「肆（祭祀）」という。ここでは父丁を祀るための彝器といったところか。

「史」。族徽。「史」の族徽を持つ彝器として、薛侯鼎（集成02377）がある。薛國は現在の山東省滕州にある。その薛國故城付近にある滕州前掌大墓地（殷代晚期～西周初期）より「史」の族徽の入った青銅器が六十餘點發見されていることから（中國社會科學院考古研究所『滕州前掌大墓地』文物出版社、二〇〇五年。李朝遠「前掌大墓地中的『史』及其他」『東方考古』四、科學出版社、二〇〇八年）、⑥何景成・⑨李學勤らは薛國と「史」族の間に一定の關係性を認めている。二〇〇八年に公表された本器と同銘の子方鼎（榮仲方鼎）乙器も、山東出土とされているが、現状では薛國との關係は明らかにしがたい。

なお、「史」族と薛國の關係については、⑨李學勤も援引している、王恩田「陝西岐山新出薛器考釋」（『考古與文物叢刊』二、一九八三年）

があるが、當の⑩王恩田は、妊姓であるはずの榮仲が鑄造した器に、妊姓である薛國の「史」の族徽があるのは辻褃が合わないとして、本器の偽作を疑っている。本稿は、史族に連なる作器者を「榮仲」ではなく「子」としているため、王恩田説の影響を受けないが（そもそも⑪王恩田説の主要な批判対象は①李學勤であり、諸説紛糾している本器の諸學説を俯瞰的に批判したものではない）、假に作器者が榮仲であったとしても、前述の理由により、榮氏を妊姓と無批判に斷じることは賛同しがたい。

訓讀

王、榮仲の宮を作る。十月又二月生霸吉庚寅に在り。子、榮仲に玨瓚一・牲太牢を加ふ。

己巳、榮仲、芮伯・胡侯・子を速す。子、白金鈞を錫ひ、用て父丁の甞彝を作る。史。

現代語譯

周王が榮仲のための宮室を作った。十二月生霸吉庚寅の日(27)。(史族の宗子)子が、榮仲に玨瓚一つと牲の太牢とを賜與した。

己巳の日(6)、榮仲は芮伯と胡侯と子とを招いた。子は白金一鈞を賜い、父丁を祀るための彝器を作った。史。

参考

子方鼎（榮仲方鼎） 乙器

銘文

乙器は甲器と同銘だが、行数が一行少なく、改行位置が異なる。都合九行四十六字。うち合文が二字、重文が一字。（圖8）

王乍（作） 燮（榮） 中（仲） 宮才（在）

十月又二月生

霸吉庚寅子加

燮（榮） 中（仲） 玠 [瓚一牲]

大牢己子（巳） [燮（榮） 中（仲）]

速（速） 内（芮） 白（伯） 馱（胡） [疾（侯）]

子_二易（錫） 臯（白金） [曷（鈞）]

用作（作） 父丁鬻

彝史

（大阪府立大學人間社會システム科學研究科客員研究員）



圖8：子方鼎（榮仲方鼎）乙器銘文（據⑨李學勤）